区のお知らせ

足立区
企画室
☎(882) 1111

人口調べ
(昭和43年9月1日現在)

世帯	164,779
男	277,417
女	264,734
計	542,151

(前月より774人増加)

交通相談案内
不幸にして，交通事故を起こしたり，はねられたりしたときは，ひとりで悩まずに，交通相談所へおいでください。損害賠償や示談のしかたについて正しい解決方法をお教えします。午前9時～午後4時。足立交通相談所(区役所うら)

あなた自身を採点してください

○×○× 交通安全テスト ×○×

このテストは，交通安全に対するあなた自身の知識，実行度を調べ，事故を起こさないようにするには，どの点に気をつければよいかを知るためのものです。正直に回答してください。なお，テストの結果，よい点数がとれたからといっても安心は禁物です。そのときの健康状態や精神状態などにより，ずいぶん違いますし，たった1つの弱点をつかれて，とり返しのつかない事故を招くこともあります。十分ご注意を。

《お願い》 子どもにテストさせたときは，まちがって答えた問題について，どこが誤りかを子どもがわかるまで，よく教えてあげてください。

では，テストにはいりましょう。次の問いのうち，自分にあてはまるものに○印，あてはまらないものに×印を，番号の上につけてください。正解は，このページの中にあります。

一般用

1．交通事故の原因の多くは，歩行者側にある。
2．都内では，約3分間に1人の割で交通事故にあっている。
3．交通事故にあったとしたら，示談にした方が得だ。
4．自分は，たぶん交通事故にあわないだろうと思う。
5．万一の事故に備えて，家族全員の血液型を調べ，献血もできるだけしている。
6．自転車の積荷には，幅・重さの制限がない。
7．8歳の子どもが安全を確認しないで自転車で道路に飛び出し，車にひかれた。この場合，子どもに危険性をわきまえる能力があったとしたら，子どもにも過失責任が負わされる。
8．いそがしいので，幼児を家の外で一人遊びさせたり，買物中に子どもの手を放していることがある。
9．子どもを学校へ送り出すとき，「車に気をつけて」とか「かけ出さないで」，「忘れ物は」と毎朝注意している。
10．買い物中，ときどき道路で立ち話しをする。
11．子どもと歩いているとき，交通ルールを教えながら歩く。
12．右手で子どもの手をとり，右側を歩くよう常に心がけている。
13．家族全員で交通安全について話し合うときを，月1回程度もつようにしている。
14．他人の子どもが道路で遊んでいても，注意しない。
15．子どもの手本として，ほずかしくない行動をとっている。

運転者用

(法規的にではなく，事故防止の心構えとして答えてください)

1．黄信号に変わる瞬間に交差点にはいってもかまわない。
2．前車につられて青信号が終わりそうなとき，交差点にはいることがある。
3．追い越しをするとき，前車より時速5kmほど早く走れる状態なら，対行車がなければよい。
4．狭い道路では，安全のために道路の中心を走るようにしている。
5．青信号が終わりそうなときでも，周囲の状態をみて，急停止が危険な場合には，走り抜けることがある。
6．子どもが道路で遊んでいても，安全な状態ならば，徐行しなくてもよい。
7．交通整理の行なわれていない横断歩道で停止している車があるとき，横断者がいないと思われる場合は，そのまま止まっている車の横を走り抜けてもかまわない。
8．人も車もいないときは，気を配らずに発進することがある。
9．時速40kmでは，1秒間に11m走っていることになる。
10．足をアクセルペダルからブレーキペダルまで移動させるには，普通0.2秒かかる。
11．時速40kmで走行中，車間距離は約5mとればよい。
12．始業点検は2日に1度の割が適当である。
13．制動を必要とする状況を確認してから車が止まるまで約3.2秒かかる。
14．時速50kmで走っているときに急ブレーキをかけると約20m先で止まる。
15．高速道路を走るとき，タイア圧は規定圧よりも20～30%高めにした方がよい。

子ども用

1．がっこうにちこくしそうなとき，かけだすことがある。
2．じどうしゃが，あまりとおらないどうろなら，きをつけながらあそんでもよい。
3．あおしんごうになっても，じどうしゃがとまってからでないと，わたらない。
4．せまいみちから，ひろいみちへ，パッととびだすことがある。
5．かぜのつよいあめのひは，ぬれないように，かさをまえにかたむけてあるく。
6．じてんしゃにのるときは，ブレーキなどが，こわれていないかをたしかめてからのる。
7．じてんしゃで，ジグザグうんてんや，かたてうんてんをすることがある。
8．てをあげると，じどうしゃは，すぐとまってくれる。
9．いつも，ともだちと，ふざけっこしたりしゃべりながらあるく。
10．じてんしゃどうしで，きょうそうしたり，じどうしゃを，おいこしたりする。
11．じゅうじろをまがるとき，じどうしゃとおなじ，ほうほうで，まがる。
12．りょうあしが，じめんにつくていどの，おおきさの，じてんしゃにのっている。
13．がっこうへゆくまえに，わすれものがないかどうか，たしかめてからでかける。
14．ともだちが，どうろであそんでいるとき，あぶないからやめようと，ちゅういする。
15．ちゅうしゃしているじどうしゃのあいだから，どうろにでることがある。

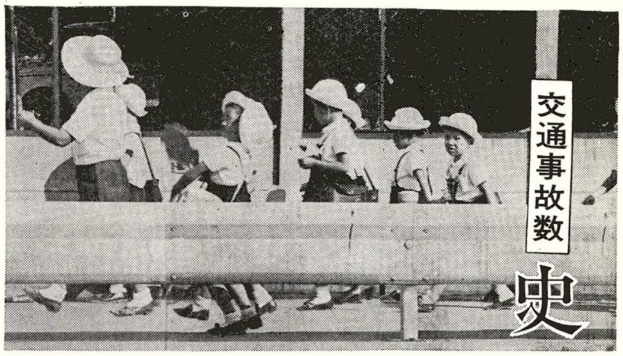

交通事故数史上最高を記録

10月11日～20日 秋の交通安全運動 子どもの安全を重点に

ガードレールや横断歩道橋の設置など交通環境の整備改善に取り組んでいる国や都・区，また日夜子どもの安全を願い交通整理に励んでいる町会・自治会のかたがたやみどりのおばさんたちの努力も空しく，ことしの交通事故数は史上最高を記録してしまいました。

警視庁の発表によりますと，都内の死亡事故は，九月十六日現在四百八十二人で，昨年同期より三十四人減っているものの，事故総数は六万四千五百二十二件で，八千五十六件増加しており，重軽傷者は六万四千九百五十九人で約一万五千人もふえています。

なぜか――。交通環境の整備が交通量の急増に追いつけないと，最近開通した高速道路でのスピードの出し過ぎ，人口の増加など，原因はいろいろあります。しかし，皆さん一人ひとりの注意があれば，大半の事故は防げるはずです。

十月十一日から二十日まで，全国いっせいに秋の交通安全運動が行なわれます。交通事故をなくすにはどうしたらよいか，皆さんもこの機会に，もう一度考えてみてください。

自転車の事故防止を加える 区の運動実施要領

区交通安全協議会（会長岡崎十一郎区長）では，去る九月二十一日に会議を開き，四十三年秋の足立区交通安全運動実施要領をまとめました。

今回の運動の重点項目は，①歩行者の正しい横断の励行 ②安全運転の励行 ③子どもに対する交通安全の徹底 ④安全な踏切道通行の確保 ⑤自動車の適正な運行管理および安全運転管理体制の徹底 ⑥道路交通環境の整備改善の六項目。このほか，特に子どもの事故防止対策として ⑦自転車の正しい乗り方とその整備を付加えました。

この要領により，区をはじめ，各警察，町会・自治会，学校，PTA，新生活運動協会など，全区画フイルムをお貸しするほか，交通安全パトロールを行ない，違法駐車の注意や道路の不正・不当使用者に対して注意や指導をします。

また町会，学校などに「風船の願い」「輪禍」などの交通安全映運転の励行 ③安全運動を展開するわけですが，区では交通安全ハンドブックを七万部つくり，小学生のいる全家庭に配ることにしました。

交通安全テスト“正解”

一般用 15.○ 14.× 13.○ 12.○ 11.○ 10.× 9.○ 8.× 7.○ 6.× 5.○ 4.× 3.× 2.○ 1.○

運転者用 15.○ 14.×約24m 13.× 12.×毎日必要 11.× 10.○ 9.○ 8.× 7.× 6.× 5.○ 4.○ 3.× 10kmほど必要 2.× 1.×

子ども用 15.× 14.○ 13.○ 12.○ 11.× 10.× 9.× 8.× 7.× 6.○ 5.× 4.× 3.○ 2.× 1.×

12問以上正解……まあまあです。10問以上正解……よほど注意が必要。9問以下……非常に危険です。

「交通災害共済」

「加入しましょう」

交通事故にあった人たちを，みんなで協力して助け合おうという交通災害共済制度が，十月一日から発足しました。これに加入しますと，交通災害にあったとき，最高五十万円から，最底二千円までの共済見舞金をもらうことができます。あなたも，不慮の交通事故に備えて，ぜひ加入しましょう。

対象となる交通災害は……自転車，自動車，鉄道，船，飛行機による人身事故で，自分に過失があるときでも対象となります。

加入資格は…都二十三区内に住んでいるかた（ただし，住民基本台帳，外国人登録票に載っているかたに限る）なら，年齢に関係なく，だれでも加入できます。

掛金は……年額一人二百円。ただし，一人一口に限ります。

加入方法は……自動発行機に二百円を入れ，出てきた券に住所，氏名などを書き，半片を機械に入れるだけ。残った半片は加入証ですから，たいせつに保管してください（なくしたときは再交付します）。

自動発行機の置いてある場所は……区役所本庁舎，区役所第二庁舎，第七・九・十二・十三・十五・十六・十七（分室）・十八・二十・東綾瀬出張所の十二か所。

有効期間は……加入した日時から起算して一年間。ただし，途中で二十三区外へ転出したときは無効となります。しかし，共済期間中に再び二十三区内へもどった場合，残る期間内は有効です。

いくらもらえるか……加入者が交通事故にあったときは，災害の程度により，次の見舞金がもらえます。

□死亡……五十万円 □全治六か月以上の傷害……十万円 □全治三か月以上の傷害……五万円 □全治一か月以上の傷害……二万円 □全治一週間以上の傷害……五千円 □全治一週間未満の傷害……二千円

見舞金の請求に必要なものは……①共済加入証 ②警察署が発行する交通事故証明書 ③医師の診断書 ④住民票の写し（抄本） ⑤加入者の遺族が受ける場合は，加入者との関係を証明する書類

遺族の範囲と順序は……①配偶者，②加入者が死亡当時，扶養していた子，父母，孫，祖父母，兄弟姉妹，③死亡者に扶養されていた③以外の親族，④その他②にあてはまらない子，父母，孫，祖父母，兄弟姉妹

問い合わせ先……区民課相談係（内線三〇八）

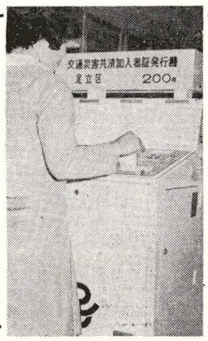

10月14日から
新庁舎で事務開始

古くなった足立福祉事務所
千住柳町に新築移転

かねて千住柳町一二一五に新築ど完成し、十月十四日（月曜日）中だった足立福祉事務所がこのほ　から新事務所で事務を行なうこと

完成した足立福祉事務所

になりました。

いままでの足立福祉事務所の建物は、昭和二十九年に建てられたもので、木造二階建で。その後、職員がふえて狭くなり、建物もひどくいたんでしまい新築が急がれていました。

新事務所は、鉄筋コンクリート造り三階建てで、一・二階が福祉事務所、三階が保母寮（十三室、十三名収容）。敷地面積は五〇八平方メートル、建て面積二六四平方メートル、総工費は約四千九百万円で、昭和四十二年十二月に着工し四十三年九月に完成しました。

電話番号は、いままでどおりの八八八一三一（代表）です。

交通の便

〈都バス〉北千住駅―駒込病院間および足立区役所前―王子駅間、千住竜田町下車五分。〈東武バス〉西新井―浅草間および西新井―北千住駅間、千住竜田町下車五分。〈都バス・東武バス〉草加―東京駅間、千住二丁目または千住四丁目下車十分。

区内の優良生産品を集め
産業と観光展開く

10月22日～26日　都立産業会館で

区と区工業会連合会、区観光協会の共催による足立区産業と観光展が、十月二十二日（火）から二十六日（土）までの五日間、都立産業会館（千代田区大手町一―一二）で開かれることになりました。

この展示会は、区内産業の優秀性を、国内はもとより、広く海外にまで紹介し、販路を拡げ、輸出を伸ばそうとするものです。

出品物は、化学製品、機械、家具、靴など、区内の各種優良生産品、加工品で、六十二社が参加。

開催時間は、午前九時三十分から午後四時三十分。ただし、二十二日は午前十時に開会、最終日の二十六日は午前中のみ。

交通の便

東京駅下車八分、地下鉄東西線大手町下車三分。

ちびっ子砂場を
ご提供ください

小さな子どもの遊び場を、たくさん造ってあげたいと思います。しかし、区には土がありません。もし、使っていない土地がありましたら、子どもたちのためにぜひ、ご提供ください。

土地の広さは、三・三平方メートル、または六・六平方メートル分。（都バス・東武バス）草加―東京駅間、千住二丁目または千住四丁目下車十分。

小さな子どもの遊び場を、たくさん造ってあげたいと思います。しかし、区には土がありません。もし、使っていない土地がありましたら、子どもたちのためにぜひ、ご提供ください。

土地の広さは、三・三平方メートル、または六・六平方メートル

善行青少年の推せんを

青少年が自主性を発揮し、良識あるりっぱな社会人として成長するよう、だれもが願っています。

そこで、よい行ないをした青少年をほめたたえることによって、明るい希望を与え、力づける運動を進めています。みなさんのご近所に、勇気や親切のある行ない、自立心に富んだ行ない、誠実、責任、努力が認められる行ないなどよい行ないをした青少年（十八歳未満）がいましたら、十月十五日までにお近くの青少年対策地区委員へご推せんください。

犬は……つないで

郵便屋さん、新聞少年、牛乳屋さん、お米屋さん、そして区の職員まで、みんなが、放し飼いの犬に困っています。九月の大害防止運動期間中でも、犬にかまれた事件が発生しました。狂犬病予防上からも放し飼いは禁物です。たとえ、へいの中でも、来訪者のために、犬はつないでおきたいものです。

狂犬病予防注射

次により、四十二年度第二回の狂犬病予防注射を行ないます。まだ、登録してないときは、その場で登録をしてください。料金は注射料百七十円、注射済証交付手数料三十円、登録料三百円です。

時間は、いずれも午前十時から正午までと、午後一時から三時。

十月十四日　▽第十二・十五出張所　▽本木西町水川神社　**十五日**　▽第七・八・十二出張所　**十六日**　▽第六・十三出張所　▽区役所第二庁舎　**十七日**　▽第十七・十九出張所　**十八日**　▽第十八健所　**二十一日**　▽千住公園（大川町）　▽保木間氷川神社　▽島根町鷲神社　**二十二日**　▽千住四丁目児童遊園　▽第十四出張所　**二十三日**　千住神社　▽梅田赤不動　▽西新井大師（この会場に限り、午後一時三十分～三時三十分）　**二十四日**　柳原神社　**二十五日**　千住保健所

右の日程に都合がつかないときは、次の予備日に（時間は午後一時～三時）。

二十八日　第十三出張所　**二十九日**　東綾瀬出張所　**三十日**　千住保健所

工業用ミシンの縫製講習会

十月十四日から始まります。受講ご希望のかたは、足立内職斡旋所（電話八八八一七三四六）へ。

共同募金
みんなで…たすけあって…

寄るべないお年寄りや生活に困っている人たちに、少しでも暖かい手をさしのべ、激励するために、ことしも十月一日から一か月間、全国いっせいに「赤い羽根募金」が始まりました。

ぜひ、皆さんのご協力をお願いします。

＝都共同募金会＝

東京百年記念
文化祭・体育大会

文化の秋、体育の秋、そしてまた読書の秋ともいわれています。この季節は、一年中でもっとも快適な気候。勉学に、体力づくりに励みましょう。

区と区教育委員会では、各団体の協力を得て、次により文化祭と区民体育大会を開きます。ふるって参加、ご観覧ください。入場は無料です。

文化祭

十月二十七日～十一月二十一日

〈**芸能大会**〉**総合芸能**（とくさ会）十一月二日午後一時　**民謡**（瑞穂の会）三日午前九時　**吟詠**（吟詠連盟）十日午前九時

以上三つの会場は産業振興館

舞踊（洋舞踊団体）十月二十七日午後一時　**邦楽舞踊**（邦楽舞踊連盟）十一月三日午前十一時

民謡（民謡団体連盟）九日・十日　青年館　**社交舞踊大会**（社交舞踊研究会）十二日午後五時

以上三つの会場は区文化会館

〈**総合展覧会**〉**日本画、洋画、**足立支部）三日午後一時　中条（雨天の場合は二十日）　北千住

彫刻、写真展　十一月二日～四日　幼稚園　**将棋大会**（日本将棋連盟公園　**陸上**　十日　北千住公園

午前九時　**書道、水石展**　五日～　足立支部）三日午前十時　正和　**柔道**　十日　正和自動車教習場

曲大会（謡曲連盟）十日午前九時　産業振興館　**短歌大会**（足立歌人クラブ）三日午後一時　青年館　**俳句大会**（俳句連盟）**卓球**　十日　区体育館　**庭球**　十日　北千住公園　**弓道**　十日　北千住公園　**エアーライフル**　十日　竹宮城公園内　**山岳**　十三日正午　丹沢山

区民体育大会

十月十日～三十一日

開会式　十月十日（体育の日）　北千住　午前九時　宮元公園　**剣道**　六日　千寿小学校　**サツカー**　十日八時三十分　都立足立高校　**バドミントン**　二十日午前九時　区体育館　**釣魚**　二十日　千葉県笹川　**野球**　二十日午前八時　千住新橋グランド　**排球**　十三日　午前九時　千寿小学校

青年文化教室

区教育委員会では、次により青年文化教室を開きます。余暇の利用してご参加ください。

日時　十月十一日～十一月十九日の毎週火・金曜日　午後六時三十分～八時三十分

科目　▽日本文学の鑑賞　講師―区教委指導主事渕頭平七良氏　▽宇宙をさぐる　講師―五島プラネタリューム解説員水野良平氏、同高橋朗氏　▽秋の手芸　講師―日本手工芸指導協会石塚一枝氏

費用　無料。ただし教材費は実費自己負担。

申込み受付　十月九日までに青年館（西新井一丁目四―一七　電話八〇―〇〇六一）へ。各科目とも定員（各五十名）になりしだい締切ります。

お礼（育英資金に寄付）

▽湯浅キミ子さん（五十歳　千住橋戸町一一）は、去る七月二十九日にたくなられた夫孝治さんの香料の一部をご寄付くださいました

▽岡崎志づさん（七十六歳　上沼田町一八四）は、都からもらった敬老金に、自分のぶぶんを加えてご寄付くださいました。

各種講座に
ご参加を――

東部区民福祉センターでは、次の各講座と、子ども音楽会を開きます。どうぞ、ご参加ください。

手芸教室　十月十七日（木）午前十時～十一時三十分　講師はY・W・C・A滝沢喜代子氏、内容は毛糸編物、ジャンボ編みマフラー　材料費四百五十円程度

生花教室　十月十八日（金）午後一時三十分～三時三十分　講師は古流岩佐マチ氏　材料費二百円

料理教室　十月十三日（水）午後一時三十分～三時三十分　講師は曽田幸永氏　内容は国料理

陶芸教室　十月二十七日（日）午後一時三十分～三時三十分　講師は日展所属志良以巌氏　材料費百円程度

絵画教室　十月十九日（土）午後一時三十分～四時、二十日（日）午前九時三十分～十一時三十分　講師は沖浦卓夫氏　内容は油絵

詩の教室　十月二十日（日）午前十時～十一時三十分　講師は牧野三郎氏ほか、内容は現代詩の創作と鑑賞（なるべく作品持参）

ペン習字教室　毎週一回午前十時～十一時三十分　講師は大東書院審査員高木秀雲氏　教材費は二百円程度

子ども音楽会　十月十二日（土）午後二時～四時　演奏は足立音楽クラブ　入場は自由

各講座の申込みは、直接、東部区民福祉センター事業係（電話六〇五―七一〇一）へ。定員になりしだい締切りますのでお早めに。

国保　無料健康相談

インフルエンザのきざしがあるおりから、区では国民健康保険に加入している皆さんを対象に、十月中、無料健康相談を行なっています。この機会に、ぜひ健康相談を受けておきましょう。

場所は、区内の保健所、病院、医院、薬局などです。なお、相談には、被保険者証を必ずお持ちください。

上表は実施内容

相談内容	取り扱い	実施期間
レントゲン（間接撮影　赤沈検査	保健所	10月1日から31日まで（午前9時から10時半まで）
一般健康相談（血圧測定その他）	医師	10月1日から31日まで
虫歯の早期診断　口腔衛生相談	歯科医師	日曜日を除く診療時間中
薬の相談	薬剤師	10月1日から31日まで　営業時間中

生業資金をお貸しします

独立の生計を立てるために必要な資金を、一般の金融機関から借りることがむずかしいかたに、生業資金を、お貸しします。

受付期間は十月二十一日から十月二十五日まで。貸付限度額は、一世帯二十万円以内。利息は日歩一銭で五年返済。

資格は、①区内に一年以上住んでいること　②主としてこの資金による職業で生計を立てること　③すぐ事業を始められること　④区内に一年以上住んでいる連帯保証人がいること　⑤都や区から以前に資金を借りている場合、その元利金を返済していること。

受付は、区役所福祉課授護係（電話内線三六五）。

都営住宅の地元割当て

都営住宅の地元割当て（第一種百五十四戸、第二種二百五十四戸）があり、その入居申込みを、十一月十日から十二日まで受付けることになりました。用紙の交付は、十一月一日から七日まで、区役所区民課、第二庁舎、各出張所で行ないます。そのとき米穀通帳を、お持ちください。

都営運動場できる

鹿浜橋と江北橋際に、野球場や競技場のある都営運動場ができました。利用したいときは、荒川戸田橋緑地管理所（電話九六六―九九六九）へ。

無認可の保育室に利用料を支給

次の基準にあてはまる保育室に対し、利用料を支給しますので、無認可保育室の施設長は、十月三十日までに、区社会福祉協議会（足立福祉事務所内）へお申し出ください。

〈保育室設置基準〉

定員　児童が六人以上いること

設備　①保育室は、広さが児童一人当たり一・六五平方メートル以上あり、一階にあること。ただし、耐火構造で避難設備がある場合は二階でもよい　③電話があること

職員の資格　施設長は、保母、助産婦、保健婦、看護婦、教員または、高等学校卒業者であること

職員数　①二歳未満児六人につき職員一人以上　②二歳以上児三十人につき職員一人以上

保育時間　原則として八時間以上

税の納期……区民税第3期分　都自動車税第2期分……10月31日まで